

【新旧対照表】スタートパック加盟店特約(2024 年 8 月以前にお申込みの加盟店さま)

【改定前】	【改定後】	備 考
【第 2 条（有効期間・解約）】 スタートパック加盟店は、本規約第 3 8 条（有効期間・解約）にかかわらず、加盟店申込月（「スタートパック申込書」記載のお申込日が属する月）より起算して 4 年間は、本加盟店契約を解約することができないものとします。但し、当該期間中にスタートパック加盟店が本加盟店契約の解約を希望した場合において、当社は、当該解約に正当な理由があり、かつ、スタートパック加盟店が以下の違約金を負担することを条件に、本加盟店契約の解約に応じるものとします。	【第 2 条（有効期間・解約）】 スタートパック加盟店は、本規約第 3 9 条（有効期間・解約）にかかわらず、加盟店申込月（「スタートパック申込書」記載のお申込日が属する月）より起算して 4 年間は、本加盟店契約を解約することができないものとします。但し、当該期間中にスタートパック加盟店が本加盟店契約の解約を希望した場合において、当社は、当該解約に正当な理由があり、かつ、スタートパック加盟店が以下の違約金を負担することを条件に、本加盟店契約の解約に応じるものとします。	➤ 店頭販売加盟店規約条項追加に伴い条項番号の変更

以 上